

○札幌市入札・契約等審議委員会要領

平成26年10月9日財政局契約担当局長決裁

平成31年1月30日最近改正

(趣旨)

第1条 この要領は、札幌市附属機関設置条例（平成26年条例第43号。以下「条例」という。）第2条の規定に基づき設置されている札幌市入札・契約等審議委員会（以下「委員会」という。）について、同条例又は札幌市入札・契約等審議委員会規則（平成26年規則第57号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 条例第3条に規定する委員会の所掌事務の細目は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 本市の執行機関等（執行機関及び地方公営企業管理者をいう。以下同じ。）が行う調達であって、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の対象となる調達に係る供給者の苦情について、市長が別に定めるところにより、公平かつ独立した立場から検討し、関係調達機関への提案等を行うこと。
- (2) 本市の執行機関等が発注した工事並びに工事に係る設計、監理、地質調査及び測量の委託業務（以下「工事等」という。）に関する次に掲げる事務
  - ア 入札及び契約手続の運用状況等について報告を受けること。
  - イ 委員会が抽出し、又は指定した工事等に関し、一般競争入札参加資格の設定の理由及び経緯、指名競争入札に係る指名の理由及び経緯、落札者決定の経緯等について審議を行うこと。
  - ウ 入札談合に関する情報及び疑義事実の内容、対応状況、入札手続等の取扱いその他委員会が必要とする事項について報告を受けること。
  - エ ア、イ及びウの事務に関し、報告の内容又は審議した工事等の入札及び契約の理由、指名及び落札者決定の経緯等に不適切な点又は改善すべき点があると認めた場合において、必要な範囲で、市長に対して意見の具申を行うこと。
- (3) 入札及び契約の過程に関する再苦情及び工事成績評定の通知に関する再説明請求に関する処理について、市長又は地方公営企業管理者が別に定めるところにより行うこと。

(4) 市長又は地方公営企業管理者から審議依頼のあった参加停止又は警告若しくは注意の喚起に関する再苦情に関する処理について、市長又は地方公営企業管理者が別に定めるところにより行うこと。

(5) 入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保の観点から、公平かつ独立した立場で検討する必要があるとして市長又は地方公営企業管理者から審議依頼のあったものについて、調査審議し、報告を行うこと。

(委員の選任等)

第3条 委員は、人格が高潔で、地方公共団体の入札・契約制度に関し優れた識見を有し、公正中立の立場で客観的に入札及び契約についての審査その他の事務を適切に行うことができる者とする。

2 委員は、次のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

(1) 破産手続開始の決定を受けたとき

(2) 禁錮以上の刑に処せられたとき

(3) 委員会により、心身の故障のため職務の遂行ができないと認められたとき、又は職上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められたとき

(委員の職務の継続)

第4条 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行う。

(会議の招集)

第5条 委員長は、会議を招集しようとするときは、書面により、会議の日時、場所及び議事をあらかじめ委員に通知する。ただし、緊急のため、やむを得ないときは、この限りでない。

(会議の公開等)

第6条 委員会の会議は、原則として公開する。ただし、会議を公開することが適当でない認められるときは、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

2 委員会の会議においては、議事録を作成し、その概要を公表する。

附 則

この要領は、平成26年10月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年2月1日から施行する。